

作成基準に基づき公表される参考資料

3 分類「(2)経済活動別分類」関係

＜経済活動別分類＞

大分類	中分類	小分類	内 容
農林水産業	農林水産業	農業	米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業、農業サービス業
		林業	林業
		水産業	漁業・水産養殖業
鉱業	鉱業	鉱業	石炭・原油・天然ガス鉱業、採石・砂利採取業、その他の鉱業
製造業	食料品	食料品	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、その他の食料品製造業、飲料製造業、たばこ製造業
	繊維製品	繊維製品	化学繊維製造業、紡績業、織物・その他の繊維製品製造業、身回品製造業
	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品製造業
	化学	化学	基礎化学製品製造業、その他の化学工業
	石油・石炭製品	石油・石炭製品	石油製品製造業、石炭製品製造業
	窯業・土石製品	窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業
	一次金属	一次金属	製鉄業、その他の鉄鋼業、非鉄金属製造業
	金属製品	金属製品	金属製品製造業
	はん用・生産用・業務用機械	はん用・生産用・業務用機械	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス製造業
	電気機械	電気機械	産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、その他の電気機械器具製造業
	情報・通信機器	情報・通信機器	通信機械・同関連機器製造業、電子計算機・同附属装置製造業
	輸送用機械	輸送用機械	自動車製造業、船舶製造業、その他の輸送用機械・同修理業
	その他の製造業	印刷業	印刷・製版・製本業
		その他の製造業	木材・木製品製造業、家具製造業、皮革・皮革製品・毛皮製品製造業、ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業、その他の製造業
	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気業	電気業
		ガス・水道・廃棄物処理業	ガス・熱供給業、上水道業、工業用水道業、廃棄物処理業、(政府)下水道、廃棄物処理
建設業	建設業	建設業	建築業、土木業
卸売・小売業	卸売・小売業	卸売業	卸売業
		小売業	小売業
運輸・郵便業	運輸・郵便業	運輸・郵便業	鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業、その他の運輸業、郵便業、(政府)水運施設管理、航空施設管理
宿泊・飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業	飲食サービス業、旅館・その他の宿泊所
情報通信業	情報通信業	通信・放送業	電信・電話業、放送業
		情報サービス・映像音声文字情報制作業	情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業
金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	金融業、保険業
不動産業	不動産業	住宅賃貸業	住宅賃貸業
		その他の不動産業	不動産仲介業、不動産賃貸業
専門・科学技術、業務支援サービス業	専門・科学技術、業務支援サービス業	専門・科学技術、業務支援サービス業	研究開発サービス、広告業、物品賃貸サービス業、その他の対事業所サービス業、獣医療、(政府)学術研究、(非営利)自然・人文科学研究機関
公務	公務	公務	(政府)公務
教育	教育	教育	教育、(政府)教育、(非営利)教育
保健衛生・社会事業	保健衛生・社会事業	保健衛生・社会事業	医療・保健、介護、(政府)保健衛生、社会福祉、(非営利)社会福祉
その他のサービス	その他のサービス	その他のサービス	自動車整備・機械修理業、会員制企業団体、娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業、(政府)社会教育、(非営利)社会教育、その他

＜財貨・サービス別分類＞

大分類	中分類	内 容
農林水産業	農林水産業	米麦、その他の耕種農業、畜産、農業サービス、林業、漁業
鉱業	鉱業	石炭・亜炭、原油・天然ガス、金属鉱物、非金属鉱物
製造業	食料品	と畜・畜産食料品、水産食料品、精穀・製粉、農産食料品、その他の食料品、飲料、飼料・有機質肥料、たばこ
	繊維製品	化学繊維、紡績、織物・その他の繊維製品、衣服・身の回り品
	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙、紙加工品
	化学	基礎化学製品、医薬品、化学最終製品
	石油・石炭製品	石油製品、石炭製品
	窯業・土石製品	ガラス・ガラス製品、セメント・セメント製品、陶磁器、その他の窯業・土石製品
	一次金属	銑鉄・粗鋼、鉄鋼製品、非鉄金属精錬・精製、非鉄金属加工製品
	金属製品	建設・建築用金属製品、その他の金属製品
	はん用・生産用・業務用機械	はん用機械、生産用機械、業務用機械
	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス
	電気機械	産業用電気機器、民生用電気機器、その他の電気機械
	情報・通信機器	通信機械・同関連機器、電子計算機・同附属装置
	輸送用機械	自動車、船舶・同修理、その他の輸送機械・同修理
	その他の製造品	木材・木製品、家具・装備品、印刷・製版・製本、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・毛皮・同製品、その他の製造工業製品
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気、ガス・熱供給、上水道・工業用水、廃棄物処理、(政府)下水道、廃棄物処理
建設業	建設業	建設
卸売・小売業	卸売・小売業	卸売、小売
運輸・郵便業	運輸・郵便業	鉄道輸送、道路輸送、水運、航空輸送、その他の運輸、郵便・信書便、(政府)水運施設管理、航空施設管理
宿泊・飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス
情報通信業	情報通信業	通信、放送、インターネット附随サービス、情報サービス、映像・音声・文字情報制作
金融・保険業	金融・保険業	金融、保険
不動産業	不動産業	住宅賃貸料、不動産仲介及び賃貸
専門・科学技術、業務支援サービス業	専門・科学技術、業務支援サービス業	研究開発サービス、広告、物品賃貸サービス(不動産を除く。)、その他の対事業所サービス、(政府)学術研究、(非営利)自然・人文科学研究機関
公務	公務	(政府)公務
教育	教育	教育、(政府)教育、(非営利)教育
保健衛生・社会事業	保健衛生・社会事業	医療・福祉、(政府)保健衛生、社会福祉、(非営利)社会福祉
その他のサービス	その他のサービス	自動車整備・機械修理、会員制企業団体、娯楽サービス、その他の対個人サービス、(政府)社会教育、(非営利)社会教育、その他

＜我が国国民経済計算において作成する補足的な表＞

I フロー計数に関する補足的な表

1. 主要系列に関する補足的な表
 - (1) 国内総生産(支出側)に関する表
 - (2) 国民所得・国民可処分所得の分配に関する表
 - (3) 経済活動別国内総生産に関する表
2. 生産活動に関する補足的な表
 - (1) 財貨・サービスの供給と需要に関する表
 - (2) 経済活動別の国内総生産・要素所得に関する表
 - (3) 経済活動別の就業者数・雇用者数、労働時間数に関する表
 - (4) 経済活動別財貨・サービスの産出に関する表
 - (5) 経済活動別財貨・サービスの投入に関する表
3. 政府活動に関する補足的な表
 - (1) 一般政府の部門別勘定に関する表(政府財政統計関連表を含む)
 - (2) 一般政府の機能別支出に関する表
 - (3) 一般政府の機能別最終消費支出に関する表
 - (4) 一般政府から家計への移転の明細(社会保障関係)に関する表
 - (5) 社会保障負担の明細に関する表
4. 民間消費活動の内訳に関する補足的な表
 - (1) 家計の形態別最終消費支出の構成に関する表
 - (2) 家計の目的別最終消費支出の構成に関する表
 - (3) 対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出に関する表
5. 投資活動の内訳及び関連する計数に関する補足的な表
 - (1) 形態別の総資本形成に関する表
 - (2) 民間・公的別の総資本形成に関する表
 - (3) 民間・公的別の固定資本減耗に関する表
 - (4) 在庫品評価調整額に関する表
6. その他の補足的な表
 - (1) 制度部門別の純貸出(+)/純借入(-)に関する表
 - (2) 海外に関する勘定
 - (3) 民間・公的企業の所得支出に関する勘定
 - (4) 民間・公的企業の資本・金融取引に関する勘定
 - (5) 固定資本マトリックスに関する表
 - (6) 実質国民可処分所得に関する表
 - (7) 金融資産・負債の取引に関する表

II スtock計数に関する補足的な表

1. 国民資産・負債残高に関する表
2. 民間・公的別の資産・負債残高に関する表
3. 一般政府の部門別資産・負債残高に関する表
4. 固定資本ストックマトリックスに関する表
5. 対外資産・負債残高に関する表
6. 金融資産・負債の残高に関する表
7. 参考表
 - (1) 家計の主要耐久消費財残高に関する表
 - (2) 金融機関のノン・パフォーミング貸付に関する表

＜国際連合の国際基準に対する我が国の対応一覧＞

国際基準における勧告事項		対応	概要
I. 制度単位、制度部門の分類			
1	居住者について、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体の5つの制度部門を設定する。	A	居住者について、国際基準で示された非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体の5つの制度部門を設定し、制度部門別の勘定を作成している。
2	市場生産者と非市場生産者の区分において、経済的に意味のある価格により財貨・サービスを供給しているか否かの基準を採用する。	A	提供する財貨・サービスが経済的に意味があるかどうかに関して、原則として売上高が生産費用の50%以上か否かによって、市場生産者か非市場生産者かを区分している。
3	非金融法人企業、金融機関について、公的企業か民間法人企業か、また民間法人企業について自国支配か外国支配かの内訳を設ける。	B	非金融法人企業、金融機関について、政府による所有またはその他の支配の有無によって、公的か民間かを区分している。民間法人企業における自国・外国支配の区分は基礎統計の制約から行っていない。
4	金融機関について、中央銀行、中央銀行以外の預金取扱機関、MMF、非MMF投資信託、その他の金融仲介機関、専属金融機関等、保険会社、年金基金、金融補助機関の9つの内訳部門を設ける。	A	金融機関について、金融資産・負債の取引や残高を示す詳細な付表(金融資産・負債の変動、金融資産・負債の残高)において、中央銀行、預金取扱機関、マネー・マーケット・ファンド、その他の投資信託、公的専属金融機関、保険、年金基金、その他の金融仲介機関、非仲介型金融機関の9つの内訳部門を設定している。
5	子会社の資産を保有しているが管理活動を行っていない持株会社は金融機関(専属金融機関)に分類する。子会社の管理・監督を行う等の本社は、子会社の産出の形態に応じて非金融法人企業か金融機関(金融補助機関)に分類する。	A	我が国における持株会社は、国際基準上の「本社」と位置付けられ、その子会社が主として属する制度部門に分類される扱いとなっている。金融機関に分類される本社は、内訳分類として非仲介型金融機関に含めている。
6	政府雇用者の年金を管轄する別個の基金がある場合は、社会保障基金から除外し、金融機関(年金基金)に分類する。	A	公務員の年金を扱う共済組合については、他の被用者の年金と一元的に管理されていることから、社会保障基金に分類しているが、2015年10月に創設された三階部分については、独立して管理されるため、年金基金に位置付けている。
7	一般政府について、中央政府、地方政府(州政府がある場合は州政府)、社会保障基金と区分するか、社会保障基金について事業を営む政府レベルに包含する。	A	一般政府の内訳部門として、中央政府、地方政府、社会保障基金の3つの部門を設けている。
8	一般政府や法人企業について、非営利団体を内訳部門として認識するとともに、非営利団体の全活動を集約した補足表を作成する。	B	非営利団体について、一般政府や法人企業に内訳部門は設定していないが、それぞれこれを含めている。各部門の非営利団体を包含する補足表については、今後作成する「非営利団体サテライト勘定」において、基礎統計上可能な範囲で対応することを予定している。
9	非法人企業は準法人企業と区別し、家計部門に含めるとともに、家計について、個人企業の取り分である混合所得と、持ち家分の取り分である営業余剰を区分する。	A	非法人企業は家計部門に含めるとともに、その要素所得については営業余剰(持ち家分)と混合所得(その他の個人企業分)を区分している。
10	家計について、所得形態(雇主、自己勘定の就業者、雇用者、財産所得及び移転所得)に基づき内訳部門を設定する。	C	家計部門について、所得形態に基づく内訳部門は基礎統計の制約から設定していない。
11	見せかけの子会社は、親会社と異なる経済の居住者でない限り、制度単位としては扱わない。	B	親会社と見せかけの子会社が異なる経済の居住者である場合は、「国際収支統計」(財務省・日本銀行)と整合的に、別個の制度単位として扱われている。一方、両者が居住者である場合、基礎統計上、原則として会社ごとに制度単位として認識されている。
12	特別目的実体について、専属金融機関、見せかけの子会社、政府の特別目的単位のいずれかに該当しない場合、他の制度単位と同様に扱う。	B	特別目的実体の活動を包括的に特定する基礎統計に制約があり、法人の形態をとる特別目的実体はその性格に応じて各制度部門に含まれ、法人形態をとらない場合は親企業と一体として扱われている。なお、資産流動化を目的とする特別目的会社については、「資金循環統計」(日本銀行)と整合的に、金融機関として扱われている。

(注)「国際基準における勧告事項」は、1993SNAにおける"Annex I Changes from 1968 System of National Accounts"、

2008SNAにおける"Annex 3 Changes from the 1993 System of National Accounts"等をもとに整理。

(凡例)「A」は概ね対応しているもの、「B」は一部対応しているもの(今後対応予定のものを含む)、「C」は基本的に対応していないものを示す。

「―」は国際基準で具体的な指針が整備されていないものを指す。

Ⅱ. 事業所・産業の分類、生産・取引の境界、産出・投入の評価			
1	生産活動を把握する統計単位として事業所を採用する。	A	事業所を生産活動を把握する単位と位置付けている。
2	付随的活動のみを行う生産単位は、統計的に容易に観察可能な場合または親事業所と地理的に異なる場所に位置する場合には別個の事業所と扱う(ただし、適切な基礎データが利用できない場合、特別の努力を払う必要はない)。	B	各事業所について、地理的に異なる場所に位置する場合は、基礎統計上、別個の事業所として扱われており、国民経済計算上も同様に扱っているが、基礎統計の制約から、付随的活動を行う生産単位として具体的な把握・記録は行っていない。
3	事業所の主活動(どの財貨・サービスを主産物とするか)によって産業を分類し、産業分類は国際標準産業分類に沿ったものとする。	A	事業所の主活動によって経済活動別分類を設定しており、大分類において国際標準産業分類 (ISIC Rev.4) と可能な限り整合的な分類としている。
Ⅲ. 生産・取引の境界、産出・投入の評価			
1	家計の生産活動のうち自己使用に向けられた財貨の生産はSNA上の生産境界に含め、サービスは除外する。	A	家計の自己使用のための財貨の生産については可能な範囲で捕捉する一方、自己使用のためのサービス(家事活動等)については生産境界から除外している。なお、後者に当たる無償労働の貨幣評価についてはサテライト勘定として不定期に作成している。
2	財貨・サービスの産出の評価は原則として基本価格により、中間投入は購入者価格で評価する。	C	財貨・サービスの産出額については基礎統計の制約から基本価格ではなく生産者価格(生産・輸入品に課される税を含み、補助金を含まない)により、また中間投入は購入者価格により評価している。
3	市場産出、自己最終使用のための産出、非市場産出を区別する。	B	市場産出(非金融法人企業、金融機関、家計(個人企業)による財貨・サービスの産出)と非市場産出(一般政府、対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出)を区別して計測している一方、自己最終使用のための産出については、基礎統計の制約から市場生産、非市場生産にそれぞれ含まれる扱いとなっている。
4	原則として、非合法生産及びその他の非合法取引を含める。	C	非合法活動及び同取引については基礎統計の制約から捕捉していない。
5	市場生産者による自己最終使用のための産出を生産費用の合計により評価する場合、生産に用いた固定資産の収益分(固定資本収益(純))を加算する。	A	市場生産者による自社開発ソフトウェアや研究・開発といった自己最終使用のための産出について、生産費用の合計により計測する際、固定資本収益(純)分を加算している。
6	非貨幣的取引を記録するとともに、雇主の社会負担、海外直接投資に関する再投資収益、保険契約者に帰属する投資所得等の投資所得の取引について迂回処理として記録する。	A	現物報酬や現物社会給付等の非貨幣的取引について把握可能なものを記録している。雇主の社会負担や海外直接投資に関する再投資収益、その他の投資所得(保険契約者に帰属する投資所得等)について迂回処理を行っている。
7	自己資金を元にした貸出も含め、間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)を捕捉するとともに、その価額をサービスの利用者に配分する。	A	FISIMについて、自己資金を元にした貸出を含めて計測し、サービスの利用者による最終消費ないし中間消費として配分している。
8	中央銀行の産出は、金融仲介サービス等の市場産出、金融政策サービス等の非市場産出から成り、非市場産出は生産費用の合計で計測するとともに、一般政府が最終消費支出したものと記録する(また同額を中央銀行の属する金融機関から一般政府への経常移転として記録)。	A	中央銀行の産出全体を生産費用の合計で計測し、手数料収入を除く金融政策サービス等の部分について、一般政府に最終消費支出されるとともに、同額が金融機関から一般政府へ経常移転されるものとして記録している。
9	金融サービスについて、各種の明示的な手数料を含めるとともに、外国為替取引等に係るマージンなど暗黙的な手数料についても含める。	B	明示的な手数料については金融サービスの範囲に含めている。暗黙的な手数料については、基礎統計の制約から、「国際収支統計」(財務省・日本銀行)で捕捉されている海外との債券売買に係るマージン分のみ含めている。
10	保険は、生命保険と非生命保険に区分する。産出額の計測は発生主義に基づいて行い、保険技術準備金の投資から得られる所得を追加保険料として含める。	A	保険は、生命保険と非生命保険(損害保険等)に分けて扱っている。保険の産出額計測は、保険料+財産運用純益-保険金-準備金純増という発生主義に基づいて行い、財産運用純益を追加保険料として含めている。
11	非生命保険の産出額について、巨大災害が発生した場合に極端な動きとなることを避ける観点から、例外的に大きな保険金の支払については資本移転として記録するとともに、産出額の計測に当たっては調整された保険金の値を用いる。	A	非生命保険の産出額の計測に際して、巨大災害に伴う保険金の支払について、産出額が極端な動きとなる場合にはこれを除外するとともに、金融機関から保険契約者の制度部門への資本移転として記録している。

12	再保険は元受保険と同様に扱い、元受保険会社と再保険会社の間の取引は、連結を行わずに記録する。	C	再保険は、基礎統計の制約から元受保険と連結して記録している。
13	債務保証のうち大数の法則が働くようなもの(定型保証)について、非生命保険と同様に、サービスの産出や消費、財産所得や経常移転の受払を記録する。	A	住宅ローン保証等の定型保証について、非生命保険と同様に、サービスの産出額や消費(中間消費または最終消費)、財産所得(保険契約者に帰属する投資所得)、経常移転(非生命純保険料、非生命保険金)を記録している。
14	自発的労働の投入は実際に支払われた報酬に基づいて評価する。家計がコミュニティ活動の中で自己使用向けの固定資産を構築した場合、家計の生産と、その維持に責任を有する部門の総固定資本形成として記録する。	B	自発的労働の投入については、実際に支払われた報酬に基づいて推計している。家計がコミュニティ活動の中で自己使用向けに構築した固定資産については基礎統計の制約から記録を行っていない。
15	生産に長期を要する資産について、所有権が使用者に移転した時点で総固定資本形成として記録し、それまでは仕掛品在庫変動として記録する。	C	生産に長期を要する資産として、例えば建設やコンピュータソフトウェアについて基礎統計の制約から仕掛品在庫変動を記録していない。
IV. 制度部門別勘定の記録(他の項目に含まれないもの)			
1	制度部門別に生産勘定を作成するとともに、付加価値について制度部門と産業のクロス分類を作成する。	B	生産勘定について基礎統計の制約から制度部門別の作成を行っていないが、経済活動別の産出額や中間投入、付加価値を示す付表(経済活動別の国内総生産・要素所得)において、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体についてこれらの計数が把握可能となっている。
2	所得支出勘定について、所得の発生勘定、第1次所得の配分勘定、所得の第2次分配勘定、現物所得の再分配勘定、所得の使用勘定(可処分所得、調整可処分所得の使用勘定)を作成する。	A	第1次所得の配分勘定、所得の第2次分配勘定、所得の使用勘定(可処分所得及び調整可処分所得)について制度部門別に作成している。所得の発生勘定については、一国経済分のみ作成しているが、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体の計数については付表(経済活動別の国内総生産・要素所得)により把握可能となっている。
3	非金融資産の取引による変動を記録する資本勘定、金融資産・負債の取引による変動を記録する金融勘定を制度部門別に作成する。	A	制度部門別に取引による資産・負債の変動を示す資本勘定、金融勘定を作成している。
4	その他のフロー勘定として、その他の資産量変動勘定、再評価勘定を作成するとともに、再評価勘定を中立保有利得／損失、実質保有利得／損失に区分する。	A	制度部門別に取引以外による資産・負債及び正味資産の変動を示す調整勘定を作成し、その内訳としてその他の資産量変動勘定、再評価勘定を作成するとともに、再評価勘定について中立保有利得／損失、実質保有利得／損失に分割している。
5	その他の資産量変動勘定について、災害等による壊滅的損失など変動の要因別の表章を行う。	A	その他の資産量変動勘定について、再掲として経済的出現・消滅(及び内数として債権者による不良債権の抹消)、災害等による壊滅的損失、他に分類されないその他の量的変動、分類変更、という要因ごとの表章を行っている。
6	非金融資産、金融資産、負債、正味資産からなる貸借対照表勘定を作成する。	A	制度部門別に期末の資産・負債、正味資産の残高を示す貸借対照表勘定を作成している。
V. 所得支出勘定における記録内容			
1	社会保険の範囲として、社会保障制度に加え、雇用関係に基づく保険制度を含める。	A	社会保険の範囲として、社会保障制度(社会保障基金の提供する年金、医療、介護等)のほか、雇用関係に基づく保険制度である企業年金等を含めている。
2	雇用関係に基づく社会保険である年金について、確定給付型、確定拠出型を問わず、それに関連する取引(雇主の社会負担や財産所得(年金受給権に係る投資所得)等)について、発生主義による記録を行う。	A	確定拠出型の企業年金に加え、退職給付会計基準が適用される確定給付型の企業年金や退職一時金に係る取引(雇主の社会負担や財産所得(年金受給権に係る投資所得)等)について発生主義による記録を行っている。
3	雇用関係に基づく社会保険である年金について、社会負担と社会給付を所得の第2次分配勘定に記録するとともに、家計の貯蓄に影響を与えないよう所得の使用勘定に調整項目を設ける。	A	所得の第2次分配勘定において、企業年金に係る社会負担と社会給付を記録するとともに、所得の使用勘定において調整項目として「年金受給権の変動調整」を記録している。
4	最終消費について費用負担概念の「最終消費支出」と便益享受概念の「現実最終消費」に二元化するとともに、可処分所得について、これに対応した形で「可処分所得」と「調整可処分所得」を設ける。	A	費用負担概念と便益享受概念の観点から、最終消費と可処分所得について、それぞれ最終消費支出と現実最終消費、可処分所得と調整可処分所得という二つの概念による推計を行っている。

VI. 非金融資産の範囲・分類			
1	非金融資産を生産資産と非生産資産に分類する。生産資産は、在庫、固定資産、貴重品に分け、固定資産は有形と無形の区別は行なわない。	B	非金融資産のうち生産資産について、在庫と固定資産に分けるとともに、固定資産について有形と無形の区分は行っていない(知的財産生産物を計上)。貴重品については基礎統計の制約から捕捉していない。
2	固定資産の内訳として「知的財産生産物」を設け、内訳として研究・開発(R&D)、コンピュータソフトウェア・データベース、鉱物探査・評価、娯楽・文学・芸術作品の原本を含める。	A	固定資産の内訳として「知的財産生産物」を設けており、その内訳として研究・開発、鉱物探査・評価、コンピュータソフトウェア、娯楽作品原本を表章している。データベースについてソフトウェア関連品目に含まれる部分についてはコンピュータソフトウェアに反映されている。
3	研究・開発(R&D)の産出額について、把握可能であれば市場価格により、そうでなければ生産費用の合計により計測する。その場合、市場生産者については、生産に用いた固定資産の収益分(固定資本収益(純))を加算する。R&Dへの支出は、その所有者に何ら経済的利益をもたらさないことが明らかな場合以外は総固定資本形成として扱う。	A	研究・開発(R&D)のサービス産出額については生産費用の合計により計測し、市場生産者による産出額の場合は、原則として固定資本収益(純)を加算している。R&Dへの支出については、諸外国における取扱いを踏まえ、全て経済的利益をもたらすものと整理し、総固定資本形成として扱っている。
4	研究・開発(R&D)の資本化に伴い、特許実体は研究・開発(R&D)の成果に含まれる扱いとなり、これに係る使用料の支払はサービスの支払または資産の取得に対する支払として扱う。	A	特許実体は固定資産である研究・開発(R&D)に体化されるものと扱っている。また、これに係る使用料の受払いについて、特許等サービスの産出とこれに対する消費(サービスの支払)として扱っている。
5	知的財産生産物についてオリジナルとコピーを別個の生産物として扱い、コピーについて対価の支払形態等の一定の要件を満たすか否かで、サービスの支払または資産の取得に対する支払として扱う。	B	コンピュータソフトウェアについては、オリジナルとコピーの区別は行っているが、基礎統計の制約から対価の支払形態に対応した記録は行っていない。
6	政府による防衛関係の支出のうち、艦艇、戦車等の兵器や構築物等を総固定資本形成に含めるとともに、弾薬等を在庫変動に含める。	A	政府の防衛関係の支出のうち、民間転用可能な構築物のほか、戦車、艦艇等を防衛装備品として総固定資本形成に含めるとともに、弾薬類の変動分を在庫変動に含めている。
7	育成生物資源の成長分を産出として扱うとともに、一回限り生産物を生む動植物や複数回生産物を生む動植物のうち自己勘定分以外については在庫(仕掛品)、複数回生産物を生む動植物のうち自己勘定分については固定資産(育成生物資源)として扱う。	A	育成生物資源の成長分を財貨の産出として記録している。一回限り生産物を生む動植物(肉牛、民有林の立木、魚介類等)や、複数回生産物を生む動植物のうち自己勘定以外で産出されるもの(軽種馬)については在庫(仕掛品)に、複数回生産物を生む動植物のうち自己勘定分(乳牛、果樹等)については固定資産(育成生物資源)に記録している。
8	資産の大規模改良については総固定資本形成として記録する。このうち、土地改良(土地の量、質、生産性を大きく改善させる、もしくは劣化を避けることにつながる行動の結果)は、貸借対照表において、可能な場合、改良前の土地(非生産資産)と区別し、固定資産(生産資産)として扱う。	B	土地改良等の資産の大規模改良について、把握可能なものを総固定資本形成に含めている。このうち土地改良は土地造成を対象とし、貸借対照表勘定においては、基礎統計の制約から、改良前の土地と別個の固定資産としては記録せず土地(非生産資産)に体化されるものとして扱っている。
9	資産の取得・処分に係る所有権移転費用(不動産仲介手数料、法律家への報酬、印紙税等)を総固定資本形成に含める。所有権移転費用の固定資本減耗については、当該資産の取得時以降、予想保有期間をかけて償却するよう記録する。 また、対象資産の使用年数の終了時に発生する資産の解体等に必要な終末費用について、費用発生時に総固定資本形成に記録するとともに、原子力発電施設等かなり大規模で重要な資産については、当該資産の取得以降、その使用年数にわたって固定資本減耗を記録する。	B	所有権移転費用について商業・運輸マージンのほか、基礎統計上把握可能なものとして住宅・宅地及び非住宅の不動産仲介手数料について総固定資本形成に含めている。所有権移転費用に係る固定資本減耗について、商業・運輸マージン分は対象となる資産の平均使用年数により、不動産仲介手数料分は、住宅及び非住宅資産の所有者当たりの平均的な保有期間により、記録している。 また、終末費用について、費用発生時に総固定資本形成に含めて記録するとともに、原子力発電施設に係る終末費用に係る固定資本減耗は、対象となる資産の使用期間中に前倒して発生する扱いとしている。
10	のれん及びマーケティング資産を非生産資産として記録する。	C	のれん及びマーケティング資産について基礎統計の制約から非生産資産としての記録を行っていない。
11	自然資源の法的所有者が賃借人に当該資産を自由に使用させ、見返りとして定期的な支払を得る自然資源リースについて、その定期的支払は財産所得(賃貸料)として記録する。	A	自然資源のうち、賃貸借に係る定期的な支払が把握可能な土地や非育成森林資源の賃貸借等について、自然資源リースとして扱い、定期的な受払いを財産所得(賃貸料)に記録している。
12	所有権・使用権が行使され、市場価値があり、経済的な支配が存在するような水資源について、土地の価値とは別個に非生産資産として記録する。	C	水資源については、基礎統計の制約から、関連する土地の価値に含まれているものと整理し、別個に記録を行っていない。
13	ある資産の固定資本減耗は、当該資産の品質不変価格指数に基づく期中平均価格で計測する。	A	固定資本減耗について、固定資産種類別の総固定資本形成デフレーター(原則として品質不変価格に基づく)の期中平均値を用いて評価している。
14	耐久消費財の購入は最終消費支出として扱うとともに、そのストックを貸借対照表のメモ項目として記録する。	A	耐久消費財は、最終消費支出に含めるとともに、参考表として耐久消費財の残高を記録している。

15	歴史的記念物を生産資産の一部に含めるとともに、同資産の出現をその他の資産量変動勘定に記録する。	B	歴史的記念物は固定資産に含まれる扱いとなっている(政府の買上げ累積額は参考として期末貸借対照表に表章)。一方、経済的出現については基礎統計の制約から記録していない。
16	官民パートナーシップ事業として創設された固定資産については、民間部門と政府部門のどちらがリスクと報酬の多くを引き受けたかにより判断する。 ※ただし、2008SNAでは、本事項について、国際公会計基準の動向を注視するとし、具体的な指針は示されていない。	—	国際基準における指針が確定しておらず、具体的な対応は行っていない。なお、官民パートナーシップ事業により創設された固定資産については、一般政府の支払う建設サービス購入料分は公的固定資本形成に含まれ、一般政府の固定資産として蓄積する形となっている。
17	生産に使用される資産の生産への貢献を表す資本サービスを計測する。	A	資本サービスについて、参考系列として推計・公表している。
Ⅶ. 金融資産・負債の範囲・分類			
1	金融資産・負債の分類について、貨幣用金・SDR、現金通貨・預金、債務証券、貸出／借入、持分・投資信託持分、保険・年金・定型保証、金融派生商品・雇用者ストックオプション、その他の受取債権／支払債務の8つに大別する。	A	金融資産・負債について、貨幣用金・SDR、現金・預金、貸出・借入、債務証券、持分・投資信託受益証券、保険・年金・定型保証、金融派生商品・雇用者ストックオプション、その他の金融資産・負債の8つの内訳分類を設けている。
2	貨幣用金は金融資産に含めるとともに、対応する見合いの負債が立たない唯一の金融資産とする。	A	貨幣用金は国内部門の金融資産として扱うとともに、対応する見合いの負債を記録していない(海外部門の負債に記録しない)。
3	特別引出権(SDR)は、保有する国の金融資産及び制度の参加者に対する債権として扱い、SDRの配分及び抹消を金融取引として記録する。	A	SDRは国内部門の金融資産・負債、及びこれと見合いの海外部門の負債・金融資産を記録している。SDRの配分・抹消は国内部門におけるSDR負債の金融取引として扱っている。
4	銀行間で行われる預金や貸出・借入について、その他の金融資産・負債とは別個の「インターバンクポジション」として記録する。	A	「資金循環統計」(日本銀行)における銀行等の負債のうち金融機関預金とコールの合計を、「インターバンクポジション等」として金融機関の金融勘定や貸借対照表に参考として表示している。
5	投資信託持分から発生する所得のうち配当以外の投資信託の留保利益分は、投資者に一旦財産所得(投資信託投資者に帰属する投資所得)として配分され、これを投資信託持分という金融資産に再投資したものと扱う。	A	投資信託の留保利益分については、金融機関から投資者の制度部門に財産所得(投資信託投資者に帰属する投資所得)として一旦配分され、金融勘定において投資者が投資信託受益証券に再投資したものと記録している。
6	非上場株式について、直近の取引価格、正味資産、現在価値や株価収益率、類似業種比準方式、簿価自己資金等の方法により評価する。	A	非上場株式について、民間法人企業、公的企業ともに類似業種比準方式に準ずる方法により評価している。
7	リース対象の資産の経済的所有者によってフィナンシャル・リースとオペレーティング・リースに区分し、前者の場合は賃借人の、後者の場合は賃貸人の貸借対照表に当該資産を記録するとともに、前者の場合は、対応する貸出を賃貸人の金融資産、賃借人の負債に記録する。	A	リース対象の資産の経済的所有者によってフィナンシャル・リースとオペレーティング・リースに区分して。金融面においては、「資金循環統計」(日本銀行)と整合的に、フィナンシャル・リースについて割賦債権として賃貸人の金融資産、賃借人の負債に記録している一方、非金融面においては、経済的所有権に基づき記録している。
8	不良債権の償却を「その他の資産量変動勘定」に記録するとともに、債権者と債務者の自発的な取り決めによって行われる債務免除に基づく償却は資本移転として記録する。	A	金融機関による不良債権の直接償却額については、「債権者による不良債権の抹消」として、その他の資産量変動勘定に記録している。債権者・債務者の合意に基づく債務免除については、債権者から債務者への資本移転として記録している。
9	金融機関及び一般政府のノン・パフォーミング貸付は、主勘定においては名目価値で記録するとともに、メモ項目としてこれら貸付の市場価値(公正価値)を記録する。利子にはこれら貸付に係る未収利子を記録する。	B	貸出は貸借対照表勘定において名目価値により記録するとともに、ノン・パフォーミング貸付について、把握可能な金融機関(民間、公的)分について、参考表の形で、名目値から個別貸倒引当金を控除した公正価値を記録している。ノン・パフォーミング貸付にかかる未収利子は基礎統計の制約から一部を除いて記録していない。
10	不確定ポジション(偶発資産、偶発債務)は、原則として、金融資産・負債の取引や残高としては記録しない。ただし、例外として、定型保証については、非生命保険と同様に金融資産・負債の取引や残高の記録を行う。	A	不確定ポジションについては原則として金融資産・負債の取引や残高として記録しない一方、住宅ローン保証等の定型保証については、非生命保険と同様に、「定型保証支払引当金」の取引・残高として記録している。
11	現先取引について、原証券とは別個の金融資産とみなし、担保付き貸付として扱うとともに、貸し手(資金提供者)により原証券が転売された場合は、貸し手に負の資産を記録する。	A	現先取引について把握可能なものは、原証券とは別個の金融資産(貸出の内訳)として記録している。また、貸し手(資金提供者)により原証券が転売された場合は、負の資産(当該証券の負債)を記録している。
12	証券等の貸借に用いられる証券等の所有者に対する支払手数料は、慣例上、利子として記録する。貸出を行う機関が金融機関の場合はFISIMの構成要素となる。	B	証券等の貸借のうち現金担保付取引に係る品貸料を利子に含めているが、基礎統計の制約から当該部分に係るFISIMの計測は行っていない。

13	ディーブディスカウント債について、発行価額と償還予定価額の差を利子として扱い、該当期間に配分する。	A	「資金循環統計」(日本銀行)と同様、割引債について、把握可能なものは、発行価格と償還価格の差を利子として該当期間に配分して記録している。
14	償還予定価額が広い指数に連動する債券は、償還予定価額の変動を利子として記録する。	C	指数連動型の債務証券について、「資金循環統計」(日本銀行)と整合的に、基礎統計の制約から、償還予定価額の変動は再評価勘定に記録されている。
15	金融派生商品について、それがリンクされている原取引の一部としてではなく、独立した取引、金融資産・負債として記録する。	A	フォワード系、オプション系の金融派生商品について、それらがリンクする原取引とは別個の金融資産・負債として扱っている。なお、「資金循環統計」(日本銀行)と同様、残高を記録する一方、期中の変動は調整額(再評価勘定)に記録している。
16	企業が役職員に対して付与する株式の購入権(雇用者ストックオプション)を、雇用者報酬や金融資産・負債として記録する。	A	雇用者ストックオプションについて、権利付与時点で雇用者報酬(賃金・俸給)と金融資産・負債(その他の金融資産・負債)として記録するとともに、後者について権利確定時点で「金融派生商品・雇用者ストックオプション」という金融資産・負債に記録している。
17	不特定保管金口座を金融資産・負債として扱い、外貨預金に含める。	B	「資金循環統計」(日本銀行)と整合的に、不特定保管金口座について金融資産・負債として扱い、資産項目としては「預け金・預り金」に位置付けている。
VIII. 一般政府、公的部門における記録			
1	一般政府の所有する道路やダム等の固定資産(社会資本)について、固定資本減耗を記録する。	A	一般政府の所有する社会資本(構築物)については、固定資産の種類ごとに固定資本減耗を推計・記録している。
2	公的企業から一般政府への例外的支払(高額・不定期)で、蓄積された準備金の取り崩しや資産の売却によってなされる場合、一般政府による公的企業に対する持分の引出し(金融取引)として記録する。	A	公的企業から一般政府に対する、特別な立法措置がとられるなどの例外的・不定期な支払で、かつ、公的企業による支払の原資が資産の売却や積立金の取り崩しであるものについて、持分の引出しとして記録している。
3	一般政府から公的企業への例外的支払(高額・不定期)について、公共政策の目的の結果として発生した累積損失を賄う場合は資本移転(非金融取引)、財産所得として確実な収益期待があるような場合は持分の追加(金融取引)として記録する。	A	一般政府から公的企業に対する、特別な立法措置がとられるなどの例外的・不定期な支払について、その性格に応じて資本移転か持分の追加のいずれかに記録する扱いとしている。
4	税を性質ごとに「生産・輸入品に課される税」、「所得・富等に課される経常税」、「資本税」として記録する。生産・輸入品に課される税は、「生産物に課される税」と「生産に課されるその他の税」に分け、前者をさらに「付加価値型税」等に細分する。	A	一般政府が課す税について、性質によって「生産・輸入品に課される税」、「所得・富等に課される経常税」、「資本税」に区別して記録し、生産・輸入品に課される税については、付加価値型税等の内訳に細分して記録している。
5	税の分類・範囲を、IMFの政府財政統計(GFS)やOECDの歳入統計と整合的なものとする。保有利得税は、所得・富等に課される経常税に含め、重要な場合は区分する。	D	税の定義・範囲について、各種国際基準等と整合的な記録を行っている(事業税は、所得・富等に課される経常税に含めている)。保有利得税は、基礎統計の制約から区分はしていないが所得・富等に課される経常税に含めている。
6	税を原則として発生主義により記録する。	A	税収について、会計年度では国の決算書等に基づき記録しているが、出納整理期間の収入は前会計年度に含まれており、基本的に発生主義に近い形で記録されている。四半期については、税目ごとに課税ベースの動きを踏まえるなど可能な限り発生主義に基づき記録している。
7	払い戻し可能な税額控除は、一般政府の支払としてグロスで記録する。	A	我が国では現時点では払い戻し可能な税額控除の制度がないが、こうした制度が現れた場合は、払い戻し税額控除分を一般政府の支出として記録することとしている。
8	政府が、適格基準に拠らず、特定の活動に従事しようとする主体に対して厳密に数を制限した形で許可証を発行する場合で、許可証が政府所有の資産を使用するものでなければ、許可証に対する支払は税として扱う。	D	我が国では、国際基準が想定するような政府発行許可証の事例はないが、こうした制度が現れた場合は対応することとしている。
9	法人企業の再編に携わる公的再生機構について、政府のみにサービスを提供する、市場価格以外で金融資産を販売する、または法的・実質的に政府の代理として活動する単位は一般政府として扱う。	D	再生機構に該当する公的諸機関については、国際基準の考え方を踏まえ、公的金融機関に分類している。
10	一般政府と公的企業を連結した補足表を作成する。	C	国民経済計算の記録は非連結が原則であり、また基礎統計の制約から、一般政府と公的企業について連結による表章は行っていない。

IX. 海外取引の記録(国際収支との整合性)			
1	制度単位が居住地を決定する基準として、その単位と最も強いつながりをもった経済領域を居住地とする「経済的利害の支配的中心」の概念を採用する。	A	IMF国際収支マニュアル第6版ベースの「国際収支統計」(財務省・日本銀行)と整合的に、制度単位について、ある国の経済領域に経済的な利益の中心を持ち、その場所で行っている場合、居住者と位置付けている。
2	非居住制度単位により所有される非法人企業は、所在領域内において長期間にわたる生産に携わる等の場合、支店として認識し、制度単位として扱う。複数経済にまたがって継ぎ目のない活動を行う企業は、各経済について別個に制度単位を認識することが望ましいが、親会社や支店の認識が不可能な場合、企業の活動全体を活動対象となる経済領域ごとに按分する。	A	非居住者の本邦内支店については、「国際収支統計」(財務省・日本銀行)と整合的に、居住者制度単位として扱われている。また、複数経済にまたがって活動を行う企業については、基礎統計上、親会社や支店が認識されており、活動全体を按分する事例はないと整理している。
3	財貨の輸入について、総計ではFOB(本船渡し)価格で評価し、財別にはCIF(保険、輸送コストを含む)価格で評価する。	A	支出側GDPの内訳である財貨の輸入(総計)はFOB価格で評価し、財別の輸入についてはCIF価格で評価するとともに、貨物保険、貨物運賃分は保険や運輸のサービス輸出入で調整している。
4	加工用財貨の国際取引や財貨の修理について、所有権移転原則を徹底し、財貨の輸出入ではなく、それぞれ加工サービスや修理サービスの輸出入として記録する。	B	IMF国際収支マニュアル第6版ベースの「国際収支統計」(財務省・日本銀行)と整合的に、支出側GDPの内訳の財貨・サービスの輸出入において、委託加工サービスや維持・修理サービスの受払いをサービスの輸出入として記録している。一方、財貨・サービス別の供給と需要や経済活動別産出・中間投入の詳細な記録では基礎統計の制約から対応していない。
5	仲介貿易に係る売買差額について、所有権移転原則を徹底し、サービスの輸出入ではなく、財貨の輸出として記録する。	B	IMF国際収支マニュアル第6版ベースの「国際収支統計」(財務省・日本銀行)と整合的に、支出側GDPの内訳の財貨・サービスの輸出入において、仲介貿易に係る売買差額を財貨の輸出として記録している。一方、財貨・サービス別の供給と需要の詳細な記録では基礎統計の制約から、一括して卸売業の輸出として記録している。
6	海外直接投資を貸借対照表勘定に記録するとともに、海外直接投資に関する再投資収益を財産所得として記録する。	A	制度部門別の詳細な金融資産・負債残高に関する付表(金融資産・負債の変動、金融資産・負債の残高)において、資産側に対外直接投資を記録する一方、負債側については持分に対内直接投資が含まれる形で記録されている。また、海外直接投資に関する再投資収益については、第1次所得の配分勘定の財産所得の一部として記録している。
7	個人が居住国を変更しても資産の所有権は変更せず(取引として扱わず)、その他の資産量変動勘定に記録する。	B	個人の居住国に伴う金融資産・負債の移動は全て取引ではなく調整額として記録するが、基礎統計の制約から内訳としては再評価勘定に含めている。
X. その他			
1	国内総生産の数量測度を計測する資料として、年次数量連鎖指数を採用する。	A	国内総生産(支出側、生産側)の数量測度の計測において、年次数量連鎖指数を採用している。
2	価格指数を作成する際、異なる価格で販売されている財貨・サービスを異なる生産物として扱うこと、あるいは少なくとも同一生産物でも異なる品質をもったものとして扱う。	A	基礎統計である「消費者物価指数」(総務省)や「企業物価指数」(日本銀行)等において品質調整が行われている。
3	一度しか作られない構築物の価格指数を作成する際には、慎重に定義した少数の代表的構築物に基づかせる。	C	一度しか作られない構築物の価格指数については、基礎統計の制約から、構築物全体と合わせ、代替的手法として位置づけられている、投入コスト型によって作成している。
4	国内総所得、国民総所得、国民可処分所得について実質値を計測する。	A	交易利得・損失等を計測することにより、国内総所得、国民総所得、国民可処分所得の実質値を作成している。
5	為替レートは、取引日の実勢レートを用いる。それができない場合は、適用可能な最短期間における平均為替レートを使用する。	A	フローは、「国際収支統計」(財務省・日本銀行)と整合的に報告省令レート(当該月の2か月前の月中平均レート)で評価している。ストックは、暦年末は12月末の、年度末は3月末の外国為替相場を使用する。
6	排出権取引制度の下で政府が各経済主体に対して有償で付与した排出権に対する支払は、排出が生じた時点で生産に課される税として記録する。	A	我が国では、国際基準の想定する排出権取引制度の事例はないが、こうした制度が現れた場合は対応することとしている。
7	非市場サービスの実質産出(数量測定)は、教育や医療など可能な限り産出指標に基づいて行う。	C	医療サービスは市場産出と扱っている。教育サービスのうち一般政府や対家計民間非営利団体の供給する非市場のサービスの実質産出については基礎統計の制約から投入指標により計測している。